官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）　一
〔法規的告示〕
○介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（厚生労働二五三）　五
〔その他告示〕
○自動車の型式を指定した件（国土交通七一二～七五四）　九
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同七五五）　一五
○原動機付自転車について製作廃止の届出があった件（同七五六、七五七）　一五
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同七五八～七六〇）　一六
○新島空港の施設変更許可申請があった件（同七六一）　一六
〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（経済産業省）　一七
公聴会
新島空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　二八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二八
特殊法人等
企業年金基金清算人就任・解散、弁理士登録関係　六一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六三
会社その他
会社決算公告　六八

省令

○厚生労働省令第百五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎